



平成 18 年 5 月 19 日

各 位

会社名 株式会社 シノケン
代表者名 代表取締役社長 篠原 英明
(J A S D A Q ・ コード 8 9 0 9)
問合せ先 取締役管理部長 霍川 順一
T E L 0 9 2 - 4 7 7 - 0 0 4 0

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 19 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 16 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 事業内容の多様化と今後の営業の多角化に備えるため、現行定款第 2 条 (目的) に定める事業目的を追加し、あわせて事業目的の整備および号数の変更を行うものであります。

(2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり現行定款を変更するものであります。

会社法第 3 2 6 条第 2 項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第 4 条 (機関)、第六章会計監査人を新設するものであります。

会社法第 2 1 4 条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第 7 条 (株券の発行) を新設するものであります。

株主総会参考書類等の一部につき、会社法施行規則ならびに会社計算規則にもとづき、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなす対応ができるよう、第 1 4 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) を新設するものであります。

会社法第 3 7 0 条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第 2 5 条 (取締役会の決議の省略) を新設するものであります。

会社法第 3 9 6 条から第 3 9 9 条までの規定に従い、会計監査人が会社の機関とされたことから、取締役および監査役と同様に会計監査人の選任方法、任期、報酬等について、第六章 会計監査

人を新設するものであります。

定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。

旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(商号) 第1条 当社は、株式会社シノケンと称し、英文で Shinoken Co.,Ltd と表示する。 (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 建築工事の請負、設計並びに監理 2. 各種建築資材の販売 3. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理 4. コンビニエンスストアの経営 5. 酒類、タバコ、米穀、塩の販売 6. 損害保険代理店業 7. 生命保険の募集に関する業務 8. インターネットの接続代行業 9. フランチャイズチェーンシステムの研究開発及び加盟店の募集並びに加盟店の指導業務 10. 飲食店業 11. 貸金業 12. 上記各号に附帯する一切の業務	(商号) 第1条 当社は、株式会社シノケンと称し、英文で Shinoken Co.,Ltd_と表示する。 (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 建築工事の請負、設計ならびに監理 2. 各種建築資材の販売 3. 不動産の売買、賃貸、仲介および管理 4. コンビニエンスストアの経営 5. 酒類、タバコ、米穀、塩の販売 6. 損害保険代理店業 7. 生命保険の募集に関する業務 8. インターネットの接続代行業 9. フランチャイズチェーンシステムの研究開発および加盟店の募集ならびに加盟店の指導業務 10. 飲食店業 11. 貸金業 12. 投資顧問業 13. 信託受益権の保有、交換、管理および売買 14. 民法上の組合、商法上の匿名組合および投資事業組合の組成ならびにその組合財産の運用および管理 15. 投資信託および投資法人に関する法律(以下「投信法」という。)第2条第16項に定義される投資信託委託業 16. 投信法第2条第17項に定義される投資法人資産運用業 17. 前二号に付随する宅地建物取引業法第50条の

<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を<u>福岡県福岡市博多区</u>に置く。</p> <p>(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。</p> <p>第二章 株式及び端株</p> <p>(会社が発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社が発行する株式の総数は、80,000株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の買受け)</p> <p>第6条 当社は取締役会の決議により、自己の株式を買受けることができる。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 当社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿含む)、端株原簿及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備置き、株式の名義書換、端株原簿・株券喪失登録簿への記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する</u></p>	<p><u>2第1項第1号に定める取引一任代理等の業務</u></p> <p>18. 上記各号に附帯する一切の業務</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を<u>福岡市</u>に置く。</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、<u>株主総会および取締役のほか、次の機関を置く</u></p> <p>(1) <u>取締役会</u></p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p>第二章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、80,000株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、<u>その他の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は株主</u></p>
--	--

る事務は名義書換代理人に取扱わせ、
当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第8条 当会社が発行する株券の種類並びに株式
の名義書換、実質株主名簿・株券登録喪
失登録簿への記載または記録、端株原簿
への記載又は記録、端株の買取り、その
他株式及び端株に関する取扱い及び手数
料については、法令又は定款に定めるも
ののほか、取締役会において定める株式
取扱規程による。

(基準日)

第9条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主
名簿(実質株主名簿を含む。)に記載又は
記録された議決権を有する株主をもっ
て、その決算期に関する定時株主総会に
おいて権利を行使すべき株主とする。

- 2 前項のほか、必要がある場合は、取締役
会の決議により、予め公告して、一定の
日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含
む。)に記載又は記録された株主又は登
録質権者及び同日の最終の端株原簿に
記載又は記録された端株主をもって、そ
の権利を行使すべき株主又は登録質権
者及び端株主とすることができる。

第三章 株主総会

(招集)

第10条 定時株主総会は毎営業年度終了後3ヵ月
以内に招集し、臨時株主総会は、必要が
ある場合にこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場
合を除き、取締役会の決議により、取締
役社長がこれを招集する。取締役社長に
事故あるときは、予め取締役会において
定めた順序により、他の取締役がこれを
招集する。

- 2 株主総会の議長は、取締役社長がこれに

名簿管理人に取り扱わせ、当会社におい
ては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社が発行する株券の種類ならびに
株主名簿、株券喪失登録簿および新株予
約権原簿への記載または記録、その他株
式または新株予約権に関する取扱い、株
主の権利行使に際しての手続き等およ
び手数料については、法令または定款に
定めるもののほか、取締役会において定
める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当会社は、毎年3月31日の最終の株
主名簿に記載または記録された議決権
を有する株主をもって、その事業年度
に関する定時株主総会において権利を
行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、
取締役会の決議によって、あらかじめ公
告して、一定の日の最終の株主名簿に記
載または記録された株主または登録株
式質権者をもって、その権利を行使す
ることができる株主または登録株式質権
者とすることができる。

第三章 株主総会

(招集)

第12条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時
株主総会は、必要がある場合に招集す
る。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある
場合を除き、取締役会の決議によって
取締役社長が招集する。取締役社長に
事故があるときは、あらかじめ取締役
会において定めた順序により、他の取
締役が招集する。

- 2 株主総会においては、取締役社長が議

当たる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(新設)

(議決権の代理行使)

第12条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- 2 商法第343条の定めによる決議および商法その他の法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議事録)

第14条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第四章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第15条 当社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任)

第16条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第17条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

2 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第18条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を定める。

2 代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選任し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第20条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに

第四章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第18条 (現行どおり)

(取締役の選任)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 (現行どおり)

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発

発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

(新設)

(取締役会の議事録)

第22条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第23条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬及び退職慰労金)

第24条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第五章 監査役及び監査役会

(監査役の数)

第25条 当社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第26条 監査役は、株主総会において選任する。
2 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(監査役の任期)

第27条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の

する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第五章 監査役および監査役会

(監査役の数)

第29条 (現行どおり)

(監査役の選任)

第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了

決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常勤監査役)

第 28 条 監査役は、互選により、常勤監査役を定
める。

(監査役会の招集通知)

第 29 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、
会日の 3 日前までに発する。
但し、緊急の場合には、この期間を短縮
することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 30 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めが
ある場合を除き、監査役の過半数をも
ってこれを行う。

(監査役会の議事録)

第 31 条 監査役会における議事の経過の要領及び
その結果は議事録に記載又は記録し、
出席した監査役がこれに記名押印又は
電子署名する。

(監査役会規則)

第 32 条 監査役会に関する事項は、法令又は定款
に定めるもののほか、監査役会におい
て定める監査役会規則による。

(監査役の報酬及び退職慰労金)

する事業年度のうち最終のものに関す
る定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、
退任した監査役の任期の満了する時ま
でとする。
- 3 会社法第 3 2 9 条第 2 項に基づき選任さ
れた補欠監査役の選任決議が効力を有す
る期間は、選任後 4 年以内に終了する事
業年度のうち最終のものに関する定時株
主総会終結の時までとする。
- 4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場
合の任期は、退任した監査役の任期の満
了する時までとする。ただし、選任後 4
年以内に終了する事業年度のうち最終
のものに関する定時株主総会終結の時
を超えることはできない。

(常勤監査役)

第 32 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査
役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 33 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対
し、会日の 3 日前までに発する。ただし、
緊急の場合には、この期間を短縮するこ
とができる。

(監査役会の決議の方法)

第 34 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めが
ある場合を除き、監査役の過半数をもっ
て行う。

(監査役会の議事録)

第 35 条 監査役会における議事の経過の要領お
よびその結果ならびにその他法令で定
める事項は、議事録に記載または記録
し、出席した監査役がこれに記名押印ま
たは電子署名する。

(監査役会規則)

第 36 条 監査役会に関する事項は、法令または定
款に定めるもののほか、監査役会にお
いて定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第 33 条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(新設)

第六章 計算

(営業年度)

第 34 条 当社の営業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、毎営業年度末日を決算期とする。

(利益配当金)

第 35 条 当社の利益配当金は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、これを支払う。

(中間配当)

第 36 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、商法第 293 条ノ 5 に定める金銭の分配(以下「中間配当」とい

第 37 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第六章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 38 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 39 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第七章 計算

(事業年度)

第 41 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(期末配当金)

第 42 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。

(中間配当金)

第 43 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。

<p>う。)を行うことができる。</p> <p>(利益配当金の除斥期間)</p> <p>第 37 条 <u>利益配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p>2 未払の<u>利益配当金及び中間配当金</u>には利息をつけない。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第 44 条 <u>期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p>2 未払の<u>期末配当金および中間配当金</u>には利息をつけない。</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条 <u>当会社は、端株につき名義書換代理人を置くものとする。</u></p> <p>2 <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3 <u>当会社の端株原簿の作成ならびに備置きその他の端株原簿に関する事務は、これを名義書換代理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>当会社の端株に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱による。</u></p> <p>第 3 条 <u>本附則第 1 条から第 3 条は、当会社の端株が存在しなくなったときをもって削除されるものとする。</u></p>
--	--

3 . 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年 6 月29日 (木曜日)
定款変更の効力発生日	平成18年 6 月29日 (木曜日)

以 上